

令和 6 年 9 月 1 0 日

第 3 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 3 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第3回廿日市市議会議案目次

報告第14号	市が資本金の2分の1以上を出資等している法人の経営状況説明書について	1
報告第15号	専決処分事項の報告について	3
報告第16号	専決処分事項の報告について	5
報告第17号	専決処分事項の報告について	7
報告第18号	専決処分事項の報告について	9
報告第19号	専決処分事項の報告について	11
報告第20号	専決処分事項の報告について	13
議案第67号	廿日市市工場立地法地域準則条例	15
議案第68号	廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例	21
議案第69号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	25
議案第70号	廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第71号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	33
議案第72号	廿日市市奨学金貸付条例の一部を改正する条例	37
議案第76号	工事請負契約の締結について	41
議案第77号	広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	43
議案第78号	公の施設の指定管理者の指定について	45
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	47

報告第 1 4 号

市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況
説明書について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に
より、市が資本金の 2 分の 1 以上を出資等している法人の経営状況説明書
を別紙のとおり提出する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

廿日市市長 松 本 太 郎

報告第 15 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 164,973 円

2 専決処分年月日 令和 6 年 7 月 9 日

(参考事項)

令和6年6月12日市職員の行為によって発生した車両損傷事故に伴う
損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 16 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 262,147 円

- 2 専決処分年月日 令和 6 年 8 月 27 日

(参考事項)

令和6年4月9日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 17 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 54,288 円

2 専決処分年月日 令和 6 年 8 月 27 日

(参考事項)

令和6年7月2日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 18 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて
損害賠償額 412,535 円

- 2 専決処分年月日 令和 6 年 8 月 27 日

(参考事項)

令和6年7月2日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 19 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 26, 103 円

2 専決処分年月日 令和 6 年 8 月 27 日

(参考事項)

令和6年7月2日市道宮内更地線路上で発生した路面不全事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

報告第 20 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 10 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 専決処分の内容 損害賠償の額を定めることについて

損害賠償額 26,950 円

2 専決処分年月日 令和 6 年 8 月 28 日

(参考事項)

令和6年8月16日市職員の行為によって発生した建物雨どい損傷事故に伴う損害賠償の額を定めるため、専決処分したものである。

議案第 6 7 号

廿日市市工場立地法地域準則条例案を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 法第4条の2第1項に規定する他の準則によることとすることが適切であると認められる区域は、本市の区域のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域（以下「準工業地域」という。）
- (2) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域（以下「工業地域」という。）
- (3) 都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域（以下「市街化調整区域」という。）

(緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第4条 前条各号に掲げる区域の緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下この条及び第6条において「緑地面積率」という。）及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「環境施設面積率」という。）は、次の表のとおりとする。

区 域	緑地面積率	環境施設面積率
準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
工業地域	100分の5以上	100分の10以上
市街化調整区域	100分の10以上	100分の15以上

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が準工業地域、工業地域、市街化調整区域又はこ

これらの区域以外の区域のうち、2以上の区域にわたる場合における前条の規定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部分の面積の敷地面積に対する割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき、準工業地域、工業地域又は市街化調整区域の敷地割合が最も高い場合には当該敷地割合が最も高い区域に係る前条の表の規定を当該敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区域の敷地割合が最も高い場合には同表の規定を当該敷地の全部に適用しない。

（建築物屋上等緑化施設等の緑地面積への算入割合）

第6条 準工業地域、工業地域及び市街化調整区域における緑地面積率の算定において、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省・厚生省・農林省・通商産業省・運輸省令第1号）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び同令第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第7条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日までに設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、この条例の施行の日以後に生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第4条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、工場立地に関する準則（平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）（備考）の1の二及び

三並びに 3 の規定の例による。この場合において、法準則（備考）の 1 の二中「0.2」とあるのは同条の表準工業地域の項及び市街化調整区域の項の規定が適用される場合には「0.1」と、同表工業地域の項の規定が適用される場合には「0.05」と、法準則（備考）の 1 の三中「0.25」とあるのは同表準工業地域の項及び市街化調整区域の項の規定が適用される場合には「0.15」と、同表工業地域の項の規定が適用される場合には「0.1」と、法準則（備考）の 3 の一中「0.2」とあるのは同表準工業地域の項及び市街化調整区域の項の規定が適用される場合には「0.1」と、同表工業地域の項の規定が適用される場合には「0.05」と、法準則（備考）の 3 の二中「0.25」とあるのは同表準工業地域の項及び市街化調整区域の項の規定が適用される場合には「0.15」と、同表工業地域の項の規定が適用される場合には「0.1」と読み替えるものとする。

(提案理由)

工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（平成17年広島県条例第5号）の廃止に伴い、産業用地を有効に活用し、産業振興の推進を図ることを目的として、緑地面積率等を緩和するために、工場立地法の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 8 号

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市国民健康保険条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により、被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律において国民健康保険法の一部が改正され、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 6 9 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

廿日市市長 松 本 太 郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を
改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法
律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成２７年条例第３８号）の一
部を次のように改正する。

別表第２の１の項及び５の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備
給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において生活保護法の一部が改正され、進学準備給付金が進学・就職準備給付金に改められたことに伴い、市長が一定の事務を処理するために必要な限度で利用することができる特定個人情報の名称を改めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 0 号

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

廿日市市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２７年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１号中「第１４０条の６６第１号ロ(2)」を「第１４０条の６６第１号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令において介護保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、当該改正箇所を引用している規定について必要な整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 1 号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成１２年条例第２号）の一部を次のように改正する。

別表第５号中「第１８条第１８項」を「第１８条第２２項」に改める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和６年法律第５３号）附則第１条第３号に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において建築基準法の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 2 号

廿日市市奨学金貸付条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 9 月 1 0 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

廿日市市奨学金貸付条例（平成１７年条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

第２条中「ことができる」を削り、同条第２号中「含む。）」の次に「、中等教育学校後期課程」を加え、同条第５号を削る。

第３条第１項の表中

「

高等学校、高等専門学校及び専修学校（高等課程）	国公立	月額 １０，０００円
	私立	月額 ２０，０００円

」

を

「

高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校及び専修学校（高等課程）	国公立	月額 １５，０００円
	私立	月額 ２５，０００円

」

に改め、同表大学及び専修学校（専門課程）の部中「２０，０００円」を「３０，０００円」に、「３０，０００円」を「４０，０００円」に改める。

第１０条中「市長が」の次に「別に」を加え、同条を第１２条とする。

第９条中「死亡し、又は心身に著しい障害を有することとなり返還能力がなくなった」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第１１条とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 心身に著しい障害を有することとなり返還能力がなくなったとき。
- (3) 重大な災禍その他特別の理由によって返還できなくなったとき。

第８条を第１０条とする。

第７条第１項中「１０年」を「１５年」に改め、同条を第９条とする。

第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の次に次の2条を加える。

(奨学金の貸付申請)

第5条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書に規則で定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、予算の範囲内で奨学生を決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の廿日市市奨学金貸付条例第5条に規定する奨学金の貸付申請その他この条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の廿日市市奨学金貸付条例（以下「旧条例」という。）の規定により奨学金の貸付けを受けている奨学生に係る奨学金（旧条例第4条の規定による貸付期間内にあるものに限る。）の貸付額、返還及び返還の免除については、なお従前の例による。

（提案理由）

将来の社会の創り手となる人達が、希望に沿って安心して修学できる環境を整えることを目的に、本市奨学金の貸付けについて、他制度との併用を認めるなどの見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 7 6 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり市道堂垣内広池山線橋梁上部工事の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 1 0 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 市道堂垣内広池山線橋梁^{りょう}上部工事
- 2 工事場所 廿日市市上平良地内
- 3 請負金額 1 9 3 , 3 8 0 , 0 0 0 円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾二丁目 8 番 3 号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 山 本 知

(提案理由)

市道堂垣内広池山線橋梁^{りょう}上部工事の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 77 号

広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、同法第 291 条の 11 の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

広島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

広島県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年指令市行第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、広島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、関係地方公共団体と協議を行うため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 78 号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市営住宅設置、整備及び管理条例（平成 9 年条例第 16 号）第 3 条の 4、廿日市市定住促進住宅設置及び管理条例（平成 15 年条例第 64 号）第 3 条の 4、廿日市市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例（平成 17 年条例第 80 号）第 3 条の 4 及び廿日市市福祉住宅設置及び管理条例（平成 17 年条例第 81 号）第 3 条の 4 の規定により、次のとおり廿日市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 10 日

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市営住宅及び共同施設

廿日市市定住促進住宅及び共同施設

廿日市市特定公共賃貸住宅

廿日市市福祉住宅

2 指定管理者となる団体の名称

広島市中区大手町五丁目 3 番 12 号

株式会社 第一ビルサービス

代表取締役 坂 根 紳 也

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 12 年 3 月 31 日まで

（提案理由）

廿日市市営住宅及び共同施設、廿日市市定住促進住宅及び共同施設、廿日市市特定公共賃貸住宅並びに廿日市市福祉住宅の指定管理者の指定期間が、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 10 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 梅 本 光 子

氏 名 中 谷 和 義

(提案理由)

人権擁護委員梅本光子及び西田弘展の任期が、令和6年12月31日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。